

機器賃貸借契約書

賃借人と賃貸人とは、機器の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

賃借人 京都府八幡市八幡園内75番地
八幡市
市長

賃貸人

(総則)

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- 機器名称 LED照明 (以下「機器」という。)
- 機種・仕様等 別紙仕様書のとおり
- 賃貸借料 総額金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 設置期限 別紙1のとおり
- 設置場所 別紙1のとおり
- 賃貸借期間 別紙1のとおり
- 契約保証金 免除

(賃貸借)

第2条 前条の契約内容に従い、賃貸人は機器を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

(契約内容の変更)

第3条 賃借人は、この契約締結後の事情により、この契約の内容の全部若しくは一部を変更し、又はこの機器の納入を一時中止させることができる。この場合において、賃貸借期間又は賃貸借料を変更する必要があるときは、賃借人と賃貸人とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(機器の搬入及び据付け)

第4条 賃貸人は、賃貸人の負担により機器を納入期限内に賃借人の指定する場所に搬入し、速やかに据え付け、かつ、賃借人が機器を使用できる状態に調整を完了して賃借人に引き渡すものとする。

2 賃借人は、機器の搬入及び据付けに当って、賃貸人に必要な援助を与えるとともに、引渡し前の機器について善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(遅延違約金)

第5条 賃貸人が天災その他不可抗力の原因によらないで第1条の納入期限に遅れた場合、

遅延日数に応じ、賃貸借料に対し年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延違約金を賃借人に支払わなければならない。

(機器の使用及び管理)

第6条 賃貸人は、賃借人に対し、機器の使用及び管理に関する資料を提供するとともに、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 賃借人は、機器の据付場所を良好な環境に維持し、善良な管理者の注意をもって機器を使用管理するものとする。

(機器の保守修理)

第7条 賃借人は、機器の故障等緊急の保守の必要が生じたときは賃貸人に通知するものとし、賃貸人は、賃借人から通知を受けたときは直ちに保守修理を行うものとする。

2 前項の保守修理費用は、機器の保証期間を除き、賃借人の負担とする。

(支払い)

第8条 賃借人は、賃貸借料を毎月支払うものとする。ただし、1か月に満たない期間は、その月の日数割で計算する。

2 賃貸人は、対象月分の賃貸借料を、対象月翌月10日までに賃借人に請求するものとする。

3 賃借人は、適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に賃貸借料を賃貸人に支払わなければならない。

4 賃借人は、前項の約定期間内に対価を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第9条 各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円
令和14年度	円
令和15年度	円
令和16年度	円
令和17年度	円
令和18年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
令和13年度	円

令和14年度	円
令和15年度	円
令和16年度	円
令和17年度	円
令和18年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(契約不適合責任)

第10条 賃借人は、納入された機器が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、賃貸人に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。ただし、契約不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に賃貸人に通知することを要する。ただし、賃貸人が第4条の引渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

3 賃貸人が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、賃借人は、契約不適合の程度に応じて賃貸人に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、賃借人が指定する期間内に履行の追完がなされずこの契約の目的を達することができないとき、そのほか賃借人が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、賃借人は、賃貸人に対し、第1項の催告をすることなく対価の減額を請求することができる。

(保険)

第11条 賃貸人は、自己の負担において機器に動産総合保険を付保するものとする。

(機器の原状維持)

第12条 賃借人は、保守修理の場合を除き、機器を移動し、又は改造等により原状を変更する場合は、賃貸人の承諾を得るものとする。

(機器の処理)

第13条 賃借人は、賃借人の責めにより契約が解除された場合、賃借人の負担において機器を賃貸人に返還するものとする。

2 賃貸人は、本契約が終了した場合又は賃借人の責めにより契約が解除された場合、賃貸人の負担において機器を引き取るものとする。

(協議解除)

第14条 賃借人は、賃貸借期間が満了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賃借人の解除権)

第15条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害があっても、賃借人はその賠

償の責めを負わない。

- (1) 納入期限を過ぎても貸貸人が機器を納入しないとき、又は納入の見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 貸貸人から第17条の規定によらないで契約解除の申し出があったとき。
- (4) 貸貸人がこの契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人又はその代理人がこの契約に違反したとき。
- (6) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等による解除）

第17条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸貸人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 貸貸人が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、貸貸人が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは

第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（賃貸人の解除権）

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定による契約内容の全部又は一部の変更のため、賃貸借料期間総額が3分の2以上減少したとき。

(2) 賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（違約金）

第19条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借料期間総額の100分の10に相当する額の違約金を賃借人に支払わなければならない。

(1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

2 賃借人は、第17条の規定によりこの契約が解除されたときは、賃貸借料期間総額の100分の10に相当する額の違約金を賃貸人に支払うものとする。

（損害賠償）

第20条 賃借人及び賃貸人は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 賃借人が機器を損傷した場合、第10条による動産総合保険の保険金で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

（損害賠償の予定）

第21条 賃貸人は、第16条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料期間総額の100分の20に相当する額の損害賠償金を賃借人に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他賃借人が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、賃借人に生じた実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により賃貸人が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第22条 第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃貸人の賃借人に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、賃貸人は賃借人に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第23条 この契約に基づき賃借人が賃貸人に対し債務を負担する場合、賃借人は、賃貸人に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務の譲渡等）

第24条 賃借人及び賃貸人は、この契約上の地位並びにこの契約によって生ずる権利及び

義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第25条 貸貸人は、契約の履行にあたり知り得た借借人の秘密を第三者に洩らしてはならない。

(契約の公表)

第26条 貸貸人は、この契約の名称、貸貸借料並びに貸貸人の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(疑義等の解決)

第27条 この契約に定めのない事項及び疑義については、借借人と貸貸人とが協議してこれを定めるものとする。

(合意管轄)

第28条 前条の協議によってもなお、この契約の履行につき紛争が生じた場合、借借人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。